

2013年3月8日

国土交通省淀川河川事務所 所長 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔
宇治・防災を考える市民の会
代表 志岐常正**塔の島の桜並木伐採に抗議し、宇治のシンボル景観・塔の島を大改変する改修工事を、緊急に全面的に見直し、抜本的に変更することを求めます**

貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

宇治のシンボル景観であり、市民が日頃慣れ親しんでいる塔の島(府立宇治公園・塔の島・橋島)の桜並木が、市民がまったく知らないうちに乱暴に大量伐採されたことに驚愕し、怒りを感じます。何故このような乱暴なことを行うのですか。抗議します。

市民への説明会を求めてきましたが未だ行われていません。宇治市議会への資料や現地を見て、愕然とします。「島を“中州”に近づける」という特異な考えにもとづいて、宇治川治水に直接関係のない「島を切り下げる」「島の形を変える」など税金の無駄使いで、危険で、景観環境破壊のとんでもない工事が計画され進行中です。「島を“中州”に近づける」という考えは、特異なもので市民の合意ではありません。塔の島を現状とまったく異なるものに大改変する、これは河川法の景観と環境の保全に反します。宇治のシンボル景観の大改変は、「宇治市景観計画」や「宇治の文化的景観」(重要文化的景観)に反するものです。塔の島は平等院・宇治上神社と一体となって世界遺産景観を構成しています。世界遺産のバッファゾーンにあります。この大改変は世界遺産登録そのものを危うくするものです。

国土交通省が2007年に定めた「美しい国づくり政策大綱」は、それまでの反省の上に、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」としています。宇治川塔の島地区は、まさに「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区」に該当し、「景観への影響に特段の配慮」が払われなければならないのです。

1、宇治のシンボル景観・塔の島を大改変する改修工事を緊急に全面的に見直し、抜本的に変更されることを求めます。

①桜並木の伐採を中止してください。

- ②橋島・塔の島の切り下げ、橋島上流端の改変、中の橋掛け替え、トイレの移設は、税金の無駄使いで、景観を大改変するものです。中止して下さい。
- ③宇治川(塔の島地区)の特性を無視して本流側へ人を下ろす計画は、危険であり、中止してください。具体的な安全対策を明示して下さい。
- ④比較的安全な塔の川への接近を妨げる塔の川の護岸形態と、川幅を狭め、木工沈床を設置する無駄な工事は、再検討し、変更してください。
- ⑤工事用の鋼矢板を工事後も残し、導流堤とする計画は、景観・環境破壊の最たるもので、中止して下さい。工事後完全撤去してください。
- ⑥工事用道路を工事後も残し、「小径」とする計画は、河積を狭め、景観・環境破壊の最たるもので中止して下さい。工事後完全撤去してください。

2、市民への説明会をすみやかに開催されるよう求めます。

市民への説明会を開催してほしいという要請に対して難色を示し、「HPや全戸配布で意見募集する」、その上で判断するとされていると側聞していますが、市民が意見を言うためには、市民への説明会が絶対に必要です。

3、淀川河川事務所所長の諮問機関である「塔の川地区景観構造検討会」が、現在、会議非公開、資料非公開で行われています。これは河川法の趣旨に反するものであり、ただちに会議を公開し、資料を公開されるよう求めます。

上記について、3月27日までに回答をいただきますよう要請します。

以上

宇治・世界遺産を守る会

〒611-0033

京都府宇治市大久保町北ノ山1-1-1 藪田秀雄方

Tel & Fax 0774-48-2472

e-mail Hideo.Yabuta@mc2.seikyou.ne.jp

宇治・防災を考える市民の会

〒611-0021

京都府宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

Tel 0774-24-2223